

平成23年第3回志布志市議会臨時会

目 次

第1号（11月25日）	頁
1. 議事日程	3
2. 出席議員氏名	4
3. 欠席議員氏名	4
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	4
5. 議会事務局職員出席者	4
6. 開 会・開 議	5
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
8. 日程第2 会期の決定	5
9. 日程第3 議案第68号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	5
10. 日程第4 議案第69号 志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
11. 日程第5 議案第70号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定の期間の変更について	8
12. 日程第6 議案第71号 損害賠償の額を定め、和解することについて	25
13. 日程第7 議案第72号 平成23年度志布志市一般会計補正予算（第6号）	28
14. 閉 会	30

平成23年第3回志布志市議会臨時会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
1 1月25日	金	本会議	開会 会期の決定 議案上程・採決 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
議案第68号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第69号	志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第70号	ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定の期間の変更について
議案第71号	損害賠償の額を定め、和解することについて
議案第72号	平成23年度志布志市一般会計補正予算（第6号）

平成23年第3回志布志市議会臨時会（第1号）

期日：平成23年11月25日（金曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第68号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第69号 志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第70号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第6 議案第71号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第7 議案第72号 平成23年度志布志市一般会計補正予算（第6号）

出席議員氏名（23名）

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
4 番 丸 山 一	5 番 玉 垣 大二郎
6 番 坂 元 修一郎	7 番 鶴 迫 京 子
8 番 藤 後 昇 一	9 番 毛 野 了
10 番 立 平 利 男	11 番 本 田 孝 志
12 番 立 山 静 幸	13 番 小 野 広 嗣
14 番 長 岡 耕 二	15 番 金 子 光 博
16 番 林 勇 作	17 番 岩 根 賢 二
18 番 東 宏 二	19 番 小 園 義 行
20 番 上 村 環	21 番 鬼 塚 弘 文
22 番 丸 崎 幹 男	23 番 福 重 彰 史
24 番 野 村 公 一	

欠席議員氏名（1名）

3 番 西江園 明

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 清 藤 修
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 溝 口 猛
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 小 辻 一 海
福 祉 課 長 木 屋 成 久	保 健 課 長 若 松 光 正
農 政 課 長 上 原 登	耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 溝 口 敏 久	志布志支所長 外 山 文 弘
水 道 課 長 木 佐 貫 一 也	会 計 管 理 者 中 崎 秀 博
農業委員会事務局長 堀 苑 智 之	教 育 総 務 課 長 津 曲 兼 隆
学校教育課長 金 久 三 男	生 涯 学 習 課 長 米 元 史 郎

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 仮 重 良 一
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢 一 郎

午前10時00分 開会 開議

○議長（上村 環君） ただいまから、平成23年第3回志布志市議会臨時会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、坂元修一郎君と鶴迫京子君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（上村 環君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第3、議案第68号から日程第7、議案第72号まで、以上5件につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号から議案第72号まで、以上5件につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第3 議案第68号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第3、議案第68号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。よろしく申し上げます。

提案理由の説明を申し上げます。

議案第68号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成23年度の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額の設定

を行うものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（溝口 猛君） それでは、議案第68号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

本案は、平成23年度人事院勧告を受けまして、所要の改正を行うものでございますが、今回の人事院勧告は、3年連続のマイナス勧告となっております。

その内容としましては、国家公務員給与が民間給与を上回る格差0.23%を解消するため、中高年齢層が受ける給料月額に限定にした給料月額の引き下げをするものでございます。

なお、不利益不遡及の原則により、給料の4月遡及は実施しないものの、年間でみて官民給与を均衡させる観点から12月期の期末手当で所要の調整を行うこととしております。

それでは、議案と別にお配りしております付議案件説明資料の新旧対照表に基づきまして御説明申し上げます。

付議案件資料の1ページをお開きください。

第1条関係の志布志市一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表でございます。

別表、行政職給料表は、人事院勧告に基づき給料表の改定を行うもので、おおむね40歳以上の中高年齢層に限定した平均でマイナス0.23%の改定を行うものでございます。

5ページをお開きください。

第2条の志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

平成18年改正給与条例附則第7条第1項は、国の給与構造改革に伴う給料表の切り替え時において、切り替え後の給料月額が切り替え日の前日に受けていた給料月額に達しない職員に対し、その差額を支給する経過措置、いわゆる現給保障の規定でございますが、この経過措置の算定基礎に一昨年及び昨年の経過措置額の引き下げ率並びに今回の行政職給料表の最大の号級改定率を考慮し、0.49%の引き下げを行うものでございます。

次に、附則でございますが、議案の附則のページをお開きください。ページにつきましては、給料表の次でございます。議案の方の附則でございます。

まず、附則第1条は、施行期日について規定したものでございます。この条例は、平成23年12月1日から施行するものでございます。

附則第2条第1項は、12月に支給する期末手当の特例に関する規定で、給与月額が減額改定となった職員に限り、本年4月に支給した給料及び附則に定める職員手当の合計額に100分の0.37を乗じた得た額に施行日の前日までの月数を乗じて得た額と、6月に支給した期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額の合算額を12月に支給する期末手当の額から減じる調整を行うことができるとした規定でございます。

附則第2条第2項は、本条例以外の給与に関する条例の適用を受ける者が、本条例の適用を受

けることとなった場合においても、職員と同様の取り扱いをする規定でございます。

附則第3条は、その他必要な事項について規則に委任する規定でございます。

なお、今回の改定によりまして、減額対象となる職員につきましては、150名でございます。平均しまして、年額で2万2,600円の減額となります。なお、総額としましては、約340万円程度の削減という形になっております。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

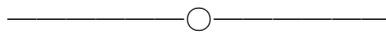
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第68号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。



日程第4 議案第69号 志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第69号、志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第69号、志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、障害者自立支援法の一部改正による同法の条項の繰り下げが行われたことに伴い、条例中の当該条項名を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、第2条第2項の障害者自立支援法の引用条項名を「第5条第12項」から「第5条第13項」に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第69号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。



日程第5 議案第70号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定の期間の変更について

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第70号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定の期間の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第70号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定の期間の変更について説明を申し上げます。

本案は、ダグリ公園の公園施設のうち国民宿舎ボルベリアダグリ及び展望台の指定管理者となった団体からの辞退の申し出に伴い、指定管理者の指定の期間を短縮する必要があることから、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、ダグリ公園の公園施設のうち、国民宿舎ボルベリアダグリ及び展望台の指定管理者の指定の期間の終期を「平成26年3月31日まで」から「平成24年3月31日まで」に変更するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 全協でも少しあったわけですけど、今回この期間をですね、3年から1年で辞退をしたいという、そのことについて少し詳しく話をしていただけませんか。そのことを1点お願いします。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） それでは、今回の提案に至りました経緯について、御説明申し上げます。

まず、御承知のように今年の4月1日から3年間ということで、有限会社大黒の方に年間4,500万円の指定管理料ということで指定管理の契約が開始になったところでございます。

今年の9月8日に大黒側の方から収支状況に基づき、納付金の減額及び納付金の猶予をお願いしたいというふうな申し出があったところでございますが、市としましては、所定の手続きによる契約でございますので、納付金の減額及び猶予はできないと、協定書どおりの履行をお願いしたいということで回答したところでございます。

その後、10月3日に大黒の河本会長がおみえになりまして、市長と指定管理の納付金の減額のことについて協議があったところでございますが、大黒側からは、納付金の減額ができない場合は継続は難しいので来年3月までの1年で撤退をしたいというような口頭での申し出があったところでございます。

それを受けまして、正式に10月5日に文書によります撤退の申し出があったところでございます。この申し出に対しまして、私どもとしましては、まず撤退の理由としましては、大黒におきましては、会社全体のスケールメリットを生かしまして、経営努力を重ねてきたものの、昨年からの口でい疫、あるいは鳥インフルエンザ、新燃岳噴火、そして東日本大震災の影響による景気悪化により収支の見込みがとれないとのことでございました。

試算によりますと、1年間で3,000万円の赤字見込みとなることから1年で撤退をしたいというようなそういう理由でございました。

これを受けまして、私どもとしましては、大黒側の経営状況等の把握ということで、今年4月から9月までの経営状態、収支状況等を精査いたしました。収入につきましては、対前年度比87.8%、前々年度比76.6%での収支となっておりまして、大黒さんが計画しました当初計画に対しても78%程度の見込みとなっているのが確認されるところでございます。大黒グループにおきましては、大黒のリゾートホテルにつきましては、御存じのようにイルカランドが非常に好調でございまして、リゾートホテルにつきましては、4割の伸びになっているということでございますが、大黒本店及び鹿屋店の収益は3割から4割の減となっている状況でございました。

なお、大黒さん側の経営努力の面におきましては、環境美化、それから接待研修、マイクロバス送迎、ビアガーデン統一、メニューの充実、そういったサービス向上に努められたところでございますが、直接集客の成果には結び付いてない状況であるということが確認できたところでございます。

こういった状況を確認いたしました。これらを受けまして、市としましては、今年の11月7日に市長と、それから大黒の河本会長との間で継続の最終確認を行ったところでございますが、大黒側としましては、現在の状況では納付金の減額等がなければ来年以降の指定管理は難しいという、そういう撤退の意思は変わらないということでございましたので、私どもとしましては、指定管理業務継続は困難というような結論に至ったところでございます。そういうことで、撤退の申し出を受けまして、収支の状況、経営努力、経済状況等を総合的に判断した結果、協議により私どもは解決することを選択したところでございます。協議の結果、指定管理者である大黒におきましては、平成24年3月31日までの期間を協定書どおり誠実に履行するとともに、今後も市の観光振興の推進に連携、協力していただくということを確認したところでございます。

このような協議をしたところでございますが、御存じのように、この指定管理の件につきましては、皆様方議会におきまして、昨年12月に3年間という議決をいただいていることから、今回の協議に至る手続きをするには、指定管理の期間の変更をする新たな議決が必要となったところでございます。

このようなことから、本日提案いたしました臨時議会におきまして、指定管理の期間を3年から1年に変更するという議案をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○19番（小園義行君） 今課長の方から答弁ありましたけど、この法人が受けられたわけですね、3年間ということで、今答弁を聞いていますと、3,000万円の赤字ということですが、これはダグリ公園施設のいわゆる国民宿舎に関してだけの決算の赤字の見込みというふうに理解していいのかわ。それとも有限会社大黒さんの決算の見込みとして、こういうことだから厳しいということなのかですね、そちらについて明確にお願いします。

それと、今回この議案が仮に可決されるということになりました時に、他の指定管理者の方々が公の施設をいっぱい受けておられるわけですが、そこへの影響、そういったものを今回のこの提案をするにあたって、どういうふうな議論がされて提案となったものなのか。そこについて、お願いします。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 1点目の3,000万円の赤字の分でございますが、大黒の試算によりますと、この3,000万円につきましては、ボルベリアダグリ分だけの赤字との見込みでございます。なお、当初大黒側におきましては、指定管理を受けられる当初におきましては、赤字が出ても1,500万円程度というような、そういった収支見込みを立てられておりましたが、今申し上げましたように見込みが倍以上になった、見込まれるということであって、これ以上の継続は難しいという判断をされたとのことでございます。

以上でございます。

○市長（本田修一君） 今回大黒さんの契約変更の申し出によりまして、ほかの契約に影響はないのかというようなことについてでございますが、現段階では同じような形の協定書を締結しながら契約をしているということでございますので、影響がないことはないというふうにはなるかと思えます。今後準備します募集要項、そしてまた協定書の作成につきまして、他の指定管理者契約とも整合性を持たせるような形の取り組みを今後してまいりたいというふうに改めて協議を重ねているところでございます。

○19番（小園義行君） 本来ですと法人の方できちんとした対応があつてしかるべきだというふうに思うわけでありませう。

国民宿舎だけの赤字の見込みがこんなに大きくなったから撤退だという、そういったことでは本来の民間の契約においてもそうですが、自治体の公共事業等々の契約等についてもですね、非常に問題ありというふうにこれは思うところであります。

それと併せて他の法人、いわゆる例えば体育館なりいろんなところを指定管理をお願いをして

いるわけですね、そういったところとの関係というのはこれ非常に影響が大きいと思います。

今回こういう提案に初めてですよ、この指定管理者が導入されてですね、こういう契約変更みたいなのが出てくるのはですね、今回のこのことを受けて指定管理者の導入、そういったことについては、どういうふうにあるべきだと、本来市長は思われていますか。そのことがあって、この提案に至ったことをどういうふうに感じておられますか。もちろん、これ私たち議会も責任が大いにあるというふうに思いますけれども、そこについてお願いをします。

○市長（本田修一君） 私どもは指定管理者制度を導入しまして、3年間という指定管理の期間を設けているところがほとんどでございますが、それで管理をお願いしているところであります。

今回のこの国民宿舎の指定管理につきましては、極めて経済的に影響の大きい社会的事案が多々発生したということで経営的に不況に陥った形での撤退というようなことでございます。

それぞれの指定管理の物件によりまして、内容が違ってくると思いますが、景気変動によってこのような期間の変更という申し出が今後あるとなれば、そのことについては、それぞれ対応しなければならなくなったというふうには思うところでございます。

そしてまた、先ほども申しましたように、今後につきましては、この協定書、契約書の見直しを行いまして、このことが本当に安定的に私どもの方にとりましても、指定管理を受ける方々にとりましても、安定的な形で期間が維持できるようなものを今後契約書の中に盛り込んでまいりたいというふうに考えるところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○11番（本田孝志君） 少し今同僚議員の方からも質疑が出ていましたが、私も少し質疑をいたします。

私はですね、11月の今度の23年11月15日に情報開示公文書の全部開示決定通知書を受けました。情報開示してくれということ、志布志市ダグリ公園の公園施設のうちボルベリアダグリ及び展望台の管理に関する基本協定書を情報開示してくださいということで、ここに写しを持ってまいっておりますが、これにのっとして私は少し質疑をいたします。

この協定書にのっとして、市長、今度の23年4月1日から3年間、24、25、26年の3月31日までの協定をされたわけですが、これにのっとして1年間の来年の今年の4月1日から24年3月31日で協定書を破棄すると、もうボルベリアダグリはしないから大黒さんがこれを1年間に短縮してくださいということで、今この議会に上がってきているわけですが、ここら辺はどうお考えでこの臨時議会、今日この認めてくれと、議会に書類を上げて、今議決するかせんかということで今審議に入っているわけですが、そこら辺りを説明をもう少し詳しく協定書に基づいての説明をよろしくをお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志市ダグリ公園の公園施設のうち国民宿舎ボルベリアダグリ及び展望台の管理に関する基本協定書というものが、本市と有限会社大黒さんと結ばれております。それに基づきまして、指定管理をしていただいているところでございますが、今回第32条に基づきまして、指定管理業務

の継続が困難になった場合の措置ということで申し出がございましたので、この32条に対応しまして、今回の申し出を受け、そしてまた御審議いただいているということになっているところでございます。

○11番（本田孝志君） もう少し、私なんか質疑は3回となっておりますので、私が立ってあともう1回すればもう3回目ですので、まだ1回にカウントされない、議長、よろしくお願いします。

もう少し、今協定書の32条はここでしたと言われましたがですね、もう少し詳しく言われなければ、私が読み上げればですね、今ここに協定書を持ってきていますが、皆さんが分かりませんので、ぜひ詳しくお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

第32条ですが、指定管理業務の継続が困難になった場合の措置等ということで、第32条、乙は、乙は、これ大黒さんです。乙は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

2、乙の責めに帰すべき事由により、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲は、市でございます。甲は乙に対して必要な指示を行い、又は改善勧告を行い、期間を定めて、改善計画書の提出及び実施を求めることができる。

3、不可抗力その他甲又は乙の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲と乙は、指定管理業務継続の可否について協議するものとするということでございまして、先ほど課長が経緯について詳しく述べましたように、このような条項に基づきまして、今回甲と乙で協議をしまして本案の提案となっているところでございます。

○11番（本田孝志君） いろいろと言えませんがですね、私が質疑をすれば、約39条、40条、42条までございます。それをですね、私もいろいろと何回となくこれを勉強したわけですが、その中で大黒さんが辞める、勝手に辞めてもいいような協定書ですね。何も市が大黒さんが辞めたから、お前責任があるというようなことは協定書にないんですよ。1行せめてあるのは、信義則、第39条にですね、甲ですね、大黒さんと乙、市は信義を重んじ、誠実に本協定を遵守しなければならないと、これ1行だけです。1行だけです。これはですね、大黒さんを私は責めるわけじゃないんですよけれども、これは私が先ほども小園議員からもありましたようにですね、やはりこれを議決した議会にも責任がございまして、そしてまた、市の三役の責任、そしてまた市の職員の責任、三役、そしてまた市の管理職の責任ですから、また今後次の機会で、議会です、私はいろいろとやっていくと思うんですが、今日ですね、市長、あなたはですよ、三役、私は三役が給料の3か月分を10か月減給、返納すると、そしてまた、管理職手当を少しでも管理職手当の全廃、これを10か月間返納すると、それで議員はもちろんこれを審議会です、諮問等に報酬等の審議がございまして、それに審議してもらいます。審議にそれを申し入れていただきたい。これも議員の3割カットの10か月間、私たちが協定書もよくよく勉強せんで認めて、そして市の皆さんに対し

て、市の代表としてここに立っているわけですが、それも協定書もですね、当時私は見ませんでした。私の勉強不足、皆さんは見ていたかもしれませんが、私は見ていません。そして、今度始めてこういうことが起きたから協定書を見て、それで勉強しました。

そして、勉強しましたところ、大黒さんの非は何もございません。先ほどから市長は、今後のいろんなことに対して勉強を、協定書を勉強をしながらやっていきますと言われましたがですね、前のことは言いません。今後のこともですね、前のこともやはりいろんなことがあって協定書どおりに遵守されて、ある企業なんかでもですね、泣く泣くいろいろと御迷惑も掛けてですね、その人なんかにも損をされた前の会社もございましたがですね。今度も大黒さんの言われるように大黒さんは何も悪いところはございません。私はこれをつくった当事者、そして市、議会、そして三役、そして執行部が悪いと私は思っておりますので、ぜひですね、私のただいま質疑しましたことに対して、市長、どう思われますか。答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回大黒さんの方で撤退したいという申し出があった時に本契約に基づきまして、私どもは指定の取り消さないしは協議による解決ということがあるということでは考えまして、今回協議による解決ということで協議を重ねて御提案申し上げたところであります。

指定管理者としてお願いしたときに、私どももこのような事態になるということはもちろん想定していなかったわけではございまして、当然、お互いに信義の原則に基づきまして、それに基づいて誠実に契約どおりしていただけるものというふうに考えていたところでございます。

しかしながら、先ほども申しましたように、経済的な変動というものが、極めて大きい経済的な変動が発生したということで経営が維持できる見込みがないというようなことで、今回撤退の申し出があったところでございまして、このことについても契約維持については、そのような全体的な経済状況になるということについて誰もが予測できなかったことであろうかというふうに思います。

しかしながら、今こうして御提案申し上げていることにつきましては、ただいま議員指摘のとおり、そのことについてそのような状況が発生したときにでも、例えばペナルティーを科してこの契約の変更をするとかいう条項がなかったことということについては、私どものこの契約書の作成について遺漏があったということについては、御指摘のとおりだというふうに思うところでございます。

そしてまた、今後4月1日以降、来年の4月1日以降この施設が営業されない状態を避けるために、今こうして御審議いただいているということを御理解いただければというふうに思います。

私としましては、このようなことになったことにつきましては、本当に残念でございます。

そしてまた、今後のこの要項、そしてまた契約書の作成につきましては、今申しましたようなことを念頭におきながら作成してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○13番（小野広嗣君） 全協です、市長の方から2回にわたって御報告があったわけですが、

最初の段階で市長がこう言われたですね、撤退の申し出があって突然のことで驚いているという表現をなさったわけです。振り返ってみますと、前指定管理者でありました休暇村サービスが撤退をされるときに表現されたのが、寝耳に水であったという表現を我々に全協でされたわけですね。ここへ至って立て続けにそういうことになってしまった。本当に残念なことだと思うんですが、やはりしっかりとした連携、協議というものがあれば、事前に情報をキャッチできたはずですね、休暇村の時も、しかしそれができてなかった。だから、市長の方からあまりにも唐突で寝耳に水であったという表現が全協でなされた。

そして今回、1回目の御報告の時にもそういうお話があったわけですね、表現は違えどですよ。それを考えたときに今も出てました協定書を交わし、そして口頭であったり文書であったり、4月以降もしっかりといろいろとお互いに協議をしていくというような話もあったらと思うんですね、そういった協議がしっかりとされた上でのあの全協での1回目の説明であれば、また分かったところが、我々も理解できる部分があったと思うんですが、ああいう表現をされるものですから、すごく誤解を1回目はしましたよ、様々に誤解した議員もいます。2回目になるといろいろと調査して、その結果として致し方ない状況だということで御報告があったわけですね。そういったことを考えたときに、やはり当局の姿勢という問題、これはやはり追及されて致し方ないのかなという気がしますが、その観点ではどういう理解を市長はされていますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど本田議員の方からもありましたように、契約につきましては、信義原則だということでございまして、私どもは契約を締結した段階できっと契約書どおりに3年間履行してもらえということを考えていたところでございます。しかしながら、今回の場合につきましては、特に契約書締結時、またその締結前から契約書の見直しについての御相談があったところでございますが、議会の議決を経た後に、まだ契約を執行していない段階、あるいは契約を執行しても短期間の時間に、その契約の内容についての変更はできませんよというお話を申し上げてきたところでございます。

そして、そのようなことを重ねていきながらも、様々な修繕等に誠実に取り組みをさせていただきまして、営業を重ねてきていただいたところでございます。決して私どもはそのことについて、対応を怠っていたとか、協議をしていなかったということではないということでございます。

前回の休暇村サービスさんにつきましては、最後の最後の場面まで現場の方では、契約を更新したいというようなお考えがあったというふうに聞いておりましたので、応募されなかったということについては、意外だったというようなことをお話し申し上げておまして、今回はそのことも含めて、改めて新たな契約をした時に当初からそのような御意見、要望等が度重なってありましたので、紳士的に対応しながら取り組ませてきていただいたということを御理解いただければというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） 市長の今の答弁、理解できないわけではないんですよ、だけれども結果論として、そういうことが再びあったと、いわゆる議会の方に市長の方からは寝耳に水と、そし

て突然の撤退の申し出がありましたと、それで驚いていますということを前指定管理者の場合も今回もそういうふうに申し述べなきゃいけない事態になったと、結果論ですけどね、あった。だからその連携というものはしっかり取れていたのかというのをやはり疑問に思うんですよ。本会議だけではなくて委員会等でもそうですけれども、いわゆる天変地異と言いますかね、先程来から出ています口てい疫の問題、新燃の問題、鳥インフル、そして東日本の災害という、いわゆる本当に想定外という言葉が今走っていますけれども、そういったことが起こりうる状況だということを僕は委員会でも何回も言っています。起こる以前にですよ、東日本が起こる以前に。そういった時にいろんな協議をして対応できるようにしなきゃいけないんじゃないかということも委員会で申し上げます。

そして、市長も地元の企業、そこが手を挙げて頑張ろうとされていますので、市としても全面的にバックアップをしてまいりますという答弁もされています。それをどこまでやったかというのは認識の違いでしょう。今市長が言われたように、できる限りのことはしてきたということでもありますので、それがどうだったのかということまでは僕は分かりませんが、いわゆるそういう流れを経てなつたと。

それで先ほど出ていますけど、指定管理者の期間、指定管理者が大黒さんということを経営は認めていますけれども、協定書うんぬんはその後ですからね、結ばれたのはですね。それを経て協定を結ばれているわけですから、議会人には当然その段階では知る由がないわけです。まさしくたわわているお互いが審議を通じてですね、誠実に対応していく、それを議会としては望んでいるだけですから、そういった対応はお互いにちゃんとしたと、市の側も受けられた指定管理者の側もお互いにしっかりやったけれども、先ほどの天変地異じゃないですけど、さまざまな要件が重なってこういう事態に至つたと、そういう理解でいいんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもは、今回議会の議決を得まして指定管理者として、契約書、協定書を取り交わして指定管理を行っていただいたところでございます。ということで、その協定書どおりにしてもらえものということを私どもは思い込んでいたというといけないんでしょうけど、それが普通だというふうなふうに思っていたところではございますが、今回の件につきましては、この協定書を取り交わす段階から、それからその以前から、その後もこの見直しについての要望がまいっておりますので、そのことについては、かくかくしかじかでそんな近々にはできませんというようなお話を申し上げてきたということでございます。ということではございますが、10月以降こうして正式にお話があったということでございますので、そのことにつきましては、32条に基づきまして対応をせざるを得なかったということでございます。私どもとしましては、今まで重ねてきました対応というのにつきましては、密に重ねてきたと、そしてまた、要望についても真摯に対応してきたということでございますので、御理解いただければというふうに思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○23番（福重彰史君） 今回この契約ですけども、まずこの契約に100%落ち度がなかったとい

うことについてはですね、当然、こういう事態が生じたということで、若干のやはり落ち度はあったんだろうというふうに私も思うところでございます。

ただ、今若干前任者の話も出ましたけれども、前任者におきましては、契約どおり履行されたわけですので、これに対して我々はどうこうということは何も言うことはないわけでございます、これが継続するかしらないかということは、次の問題であって、いわゆる3年間という契約は契約どおり、議決どおり全うされたということで、これについては我々は当然評価しなければならないということであるというふうに思います。

また、併せて、再度その公募に応じなかったということに対して驚いたということでございますけれども、これに応じるあるいは応じないということにつきましてもですね、我々がどうこうというような対応の問題でもなし、併せてですね、仮に公募をしたにしてもですよ、前任者が継続できるという保証はないわけですから、やはり当然複数以上の公募、申請があれば、それが十分審議しながら、そしてそういう中で選定委員会の方で選定されて議会で諮られるわけですから、もしそういう形の中で選定されていけば別ですけども、継続の意向があったにしても継続できるという保証はないわけですので、だからそういう面につきまして我々がどうこうということでもないということを、そういうふうに私は思うわけですけども、その点について1点ですね。

それから、これまで全協も含めながら、いわゆる契約以前の聞き取り等々においても非常に経営が厳しいと当初からですね、経営が厳しいと、しかし3年間の中でどうにか改善していくんだと、していけるというような旨の話もあったというような話がありましたですよ。これは議会の中にそういう説明があったというふうに私は記憶しております。それであればですよ、あそこに着手後、約半年じゃないですか、まだ後2年数か月あるわけでございますので、当然あとの期間を十分にですね、その経営改善に向けて努力をしていくのが、これは筋であろうというふうに思うわけでございます。いろんな理由が、全体の流れの中での理由は述べられましたけれども、ただそういうようなことがあったということですから、当然2年半の契約期間が残っているわけですから、その中で更に努力をするのが筋であろうというふうに思います、そのことについて。

それから、もう1点は、6,500万円の時も名乗りを上げられたわけですよ。それで、今回2,000万円下げられて、4,500万円になったと。4,500万円の中で、その公募がされて、それに応募がなければですよ、さらにその内容については議論する必要も出てきただろうというふうに思うわけですよ。ところが、そこにいわゆる名乗りを上げられたわけですから、それに対してその申請に対して、十分な審議がなされて、そして、ここで大丈夫だろうという結論が選定委員会も結論され、そして我々議会に提出された。そして、議会でも全会一致でこのことが議決されたということでもありますのでね。だから、そういうことを考えた場合に、結果として4,500万円が厳しいということであるのであれば、事前に分かっていたわけですから、これに名乗りを上げなければ、こういう状況というのも考えられなかったのじゃないかなというふうに思うところですよ。それらについてですね、責任というのは非常に重いと思うんですよ、それらについてどのように

お考えか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

休暇村サービスさんにおかれましては、今回の指定管理の応募については、応募していただかなかったわけでごさいますて、また、応募の希望をされても、また新たな契約が結ばれるということは限らないということは、議員のおっしゃるとおりでございます。

次にお尋ねの、更なる努力が必要ではなかったのかと、大黒さんについてですね、更なる努力が必要ではないのかということでございますが、このことにつきまして、私どもも何回も何回も協議をする中で、まだまだ始まったばかりですので、何とか頑張っていたいただきたいということのお話はさせていただいたところでございます。

しかしながら、10月になりまして、どうしても次年以降は難しいと、撤退したいというような御要望がありましたので、こうしてその要望を受けまして協議を重ねて御提案させていただいているということでございます。4,500万円につきましては、前回6,500万円、そして今回4,500万円ということで申し込みをされたと、応募をされたということで選考をしたところでございます。その中でも、経営計画書の中でも、1,500万円ほどの赤字が出る見込みだけど、何とか頑張っていきたいというようなことをお話されましたので、そのことに基づきまして、私どもの方では選定委員会の方で選定をさせていただいたということでございます。当然、4,500万円が本当に厳しいということで、それだけの納付はできないということをお考えになられて、手を挙げるのやめようかということだったら、私どもとしましては応募がゼロということで、新たなまた募集の要項を定めて募集をしなければならなかったということではあろうかというふうに思います。

○23番（福重彰史君） まさに私もそのとおり、答弁のとおりだと思うんですよ。やはり、そういうことがあったからお互いに先ほど信義原則というのがありましたけれども、そういう信義の関係の中でですね、契約が結ばれたというふうに思うんですよ。やはり、当然契約書の中に100%落ち度がなかったということは言えませんが、しかし、こういう事態が生じた以上はですね、今後の契約の中にはですね、協定の中には、やはりしっかりとした内容を更に盛り込む必要があるというふうに思います。そこについての1点。

それから前任の休暇村についても、大変な赤字を計上しながらも、契約どおりの約束は守られたと、ただ向こうにおいても単体では赤字であったわけですが、その赤字分をグループ全体で補填してきたということであるわけでございますから、そういう点でいけば当然先ほど同僚議員からも出ましたけれども、ダグリだけの赤字ということであるのであれば、団体、グループ全体的に見たときにどうだったのかと、当然その中から契約をしっかりと全うしながら、もしそういう事態が生じた場合は補填をしていくというのが、当然当初からのそのような考え方を持った中での名乗り、いわゆる公募というものにならなければならないというふうに思うわけでございますけれども、その2点について伺いたい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まずはじめに、現在の協定書につきまして、先ほども答弁いたしましたように、契約変更ある

いはその契約変更の内容が撤退というようなことになった時にペナルティー等を科す条項がなかったということにつきましては、反省をしているところでございます。

私どもは、そのような事態が発生するということは全く想定していなかったと言え、これも本当に悪いことかもしれませんが、そのようなことで信義原則に基づきまして契約を取り交わして、そのような事態になるということについては想定しておりませんでした。ということで、今回そのようなことが発生いたしましたので、今後につきましては、そのことに対応できるような契約書を作成してまいりたいと思います。

それから、経営が単体で赤字だからといって、それでいいのかということでございますが、そのことにつきましては、先ほど課長の方から申しましたように、それぞれの施設でそれぞれの結果が出ているようでございます。

しかし、私どもとしましては、総体的に見まして、そしてまた、今回のこの様々な経済を取り巻く環境の悪化というものも総体に考えまして、今回のことにつきましては対応をさせていただいたということでございます。

○23番（福重彰史君） 1点だけ誤解をされないように申し上げておきますけれども、先ほど前任、いわゆる団体につきまして、継続の申し出をするか、いわゆる申出書、そういう公募に対してですね、申請をするかしないかということに対して、それは向こうの考え方だから関与する必要もないということをお願いしたけれども、当然、更にその公募に応じてもらえないかというような要請というのはですね、これはまた当然すべきことだと思うんですよ。ただ私が申し上げているのは、そういうしなかったからどうやうんぬんということではないということでございますので、それについては誤解のないように。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもは、休暇村サービスさんにつきましては、本当に一生懸命やっていたというふうに思っているところでございます。

結果的には、2回目の応募はしていただかなかったところでございますが、今後もまた新たな形で応募が始まるとなれば、お話は申し上げてもいいのかなというふうには考えているところでございます。

○2番（下平晴行君） この流れを聞いて、そして協議ということであるわけでありましたが、この公共協定の目的、1条、それから公共性の趣旨の尊重、2条というのがあるわけです。それと今言われた信義則、第39条、そういうことを考えると市長ですね、これはよく理解はできるんですね、経営が大変だということで、これは一方的にそういう形になっているような気がするわけですよ。

これは民法の第415条、ここに債務不履行の損害賠償という条項があるわけでありましたが、これは、「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる」という条文であります。

市長、この協議の中で、こういう話は出なかったのかどうかですね、そこをお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の市の対応としましては、指定の取り消しか協議による解決ということで、現在協議による解決の方法をとっているところでございますが、指定の取り消しとなると、当然損害賠償が発生するという点については、私どもは考えていたところでございます。その点について、実際そうなりますよね、というところの話はしておりませんでした。

○2番（下平晴行君） 実際、議会で納付金の4,500万円、それから期間の3年というのを議決しているわけですよね。ですから、この重みと申しますか、そこ辺の今何人かの同僚議員が質問しておりましたけれども、やはりそういう観点から、市長のこの協議の在り方が、これでよかったのかなという気がしてならないわけですね。

そして、協議というのは相手と相談して決定したということになるわけですよ、決定しているわけですよ。そして、議会で1年という変更すると、だからそこ辺もですね、私は全協の中でも言いましたけれども、そこが逆じゃないのかなという気がしてならないわけですよ。もちろん相手がいることでありますので、そういう一方的にはできませんけれども、やはりこの協定書の重み、もちろん条項の中にそのことが入っていないということではあります、民法ではそういうこともできるんだということで条文があるわけです。それをしなさいとかと言っているわけじゃないです。そういうことも踏まえて、やはり協議というのはすべきじゃなかったのかということ私には言っているわけです。

それから、これからそういう考えはないのかですね、それと、今度これから公募をするわけですよ、公募してする中で、その条文の中にそういう要件を入れると、明確に入れるということであるわけですが、これはもうしっかりとしたその条文の中に入れる、それがどのような形で入れるのかですね、その2点をお願いいたします。

○市長（本田修一君） 今回の撤退に伴いまして、損害賠償ということについての話はしなかったということで、先ほど述べたところでございますが、私どもの今回の対応の仕方につきましては、指定の取り消し、もしくは協議による解決という二つの方向があるというふうに整理したところでございます。指定の取り消しになって4月1日以降、営業をされない状態が発生するとなれば、当然そこに対しまして損害賠償の内容が発生するということになりますので、その時にはそういった措置になるということでございます。

次、2点目についてでございますが、このことにつきましては、まだどのような内容で、どのような条文として盛り込むかということについては決めてはいないところでございますが、少なくとも今回のこのようなケースがあった場合には、きちんとペナルティーが科せられるようなものにしてまいりたいと考えます。

○2番（下平晴行君） 市長、ぜひですね、そこは指定管理を受ける側もお互いにですね、はっきり分かるような形での条項にしてほしいというふうに思います。

以上です。

○8番（藤後昇一君） 1点だけちょっとお聞きします。

大黒さんの撤退の理由として、当初の事業計画で市に出したやつでは、1,500万円の赤字は見込んでいたと、今回それが試算では3,000万円になるということは撤退の理由ですよね。この基本協定書の中で、辞退もしくは協定の取り消しですかね、その場合に該当する場合としてですね、こう書かれてるんですよ。「倒産、解散もしくは経済的状況の著しい悪化」、果たして1,000万円、1,500万円赤字を見込んでいたやつが3,000万円になったのが、この条項に該当するのかどうかということです。

例えば、前任の休暇村は3年間で1億、初年度は6,000万円の赤字を出しているんです。その中で1億9,500万円の納付金を納付している。公的契約というのは、こういう非常に重いものなんです。この1,500万円が3,000万円の赤字が見込まれるということが、この基本協定書に書いてある倒産、解散もしくは経済状況の著しい悪化に該当するのかどうか、そこは協議されたんでしょうか、お聞きします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来お答えしているようにこの申し出は、今後見通しとして、赤字が3,000万円を超えるというようなことで、次年度以降も継続については難しい、できないというような申し出に基づいてされたところでございます。

そのようなことで、私どもとしましては、この現在の経済的な環境の悪化というのを考えたときに、そのことについては申し出どおりに対応をすべき内容になるというふうに判断いたしまして、今回の御提案になっているところでございます。

当然、私どもにとりましても、何としても契約の継続についてはお願いしたいということは再三再四申していたところでございますが、その撤退の意思が強いということで、このような形になっているところでございます。

○8番（藤後昇一君） 市としては、この重大なる著しい損失に今回該当すると、スケールメリットのことも当然大黒さんの方でも追及されたというふうになっていますけれども、このこともその中でもカバーしきれない著しい経済的損失と、そう判断されたわけですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもとしましては、先程来申しましたように、申し出によりまして、今後の見通しというものが極めて厳しい状況であるということをお説明いただいたところであります。

そして、それぞれの施設についても精査させていただいた上で判断をさせていただいたということでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○24番（野村公一君） こういう状態に至ったと、大変残念でならないわけですが、るる説明を受けるのを聞いておりました、私は私なりに大黒さんの方も調査をしてみました。それで、今回こういう状態になった原因はどこにあるんだろうというふうに返ってみますと、当事者を客観的に眺めて見ましてね、ああやっぱり役所の仕事だなと思うんです、役所の仕事だなあって。これが民間同士の仮に契約であれば、これは通り抜けていることだなというふうに思ったんです。そ

れは何かと言いますとね、大黒からはいろんな要望だとか、あるいは要求だとか、希望だとかというのがあったと思うんです、その1年間の過程の中で。それを当局は、いろんなことを聞いてこられたらろうし、その対応もされたと思う。

しかし、一番大事な部分に対応ができなかった。それは納付額の変更です。その納付額の変更は何でできなかったかという、役所の後ろに議会があったからです。議会がということで防波堤をはってしまった。だから、私はこういう状態になったと思うんですが、もうちょっとものを考えを変えてみて、議会が、例えば納付額は4,500万円でしたか、議会が4,500万円で契約をしたと、相手が潰れようとどうしようと4,500万円取らないかという考え方ですよ。私は、そうじゃないと思うんですよ。契約をした後、いろんな社会的な変動で、その事業家がいろんなことになってくるだろうと、そういう変動に対しては、やはり当局もしっかりその対応を受けてやらないと、ましては地元企業です。地元企業を潰してまでね、役所が仕事をする必要はない。地元企業をやっぱり助けていくということがないよね。そういう意味では、その契約額もしっかりと私はあなたたちの交渉のテーブルに乗せるべきだったと思うんです。

そして、例えば幾らならやれるのかという交渉があって、その後じゃあ議会にも相談をしてみようかと、議会がどういう判断をするのか議会にも聞いてみようかと、そういう私はプロセスがあってしかるべきだと思うんですよ。議会が議会が、議会を悪者にしてあなたたちは地元業者を苦しめているんです。そう思われませんか、市長。何が何でも4,500万円取ってくるって議会は言っていないよ。契約はした、その時点でお互い了解が得られたでしょうから、4,500万円で作るということでした。よっしゃ分かった、その後いろんな変動によってこれは難しいと、できたらこうしてもらえんかという相談があれば、それを議会に上げてもらわないと、そうでしょう。これからもあるんですよ。損益を追求する事業ですからこれは、相手を赤字倒産までさせて続けなさいということは議会は言いません。だから相手の状況を把握しながら議会とも相談をしてくださいよ、どう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来お話しするように、今回の指定管理者の選定につきましては、選定委員会の中で経営計画書を出していただいて赤字の見込みと、しかし、3年間のうちには黒字にしますという固い決意と熱い思いを語っていただいた結果、選定がされたということでございます。

そして、そのことに基づきまして、私としましては、議会に提案し議決をいただき、指定管理者として取り組んでいただくことになったところでございます。

その中で私どもとしましては、経営を始めていただいて、そして経営の実績を積んでいただいた上で考えていただきたいということを再三再四申してきたところでございます。

しかしながら、結果的にはどうしても見込みとして多額の赤字になるということで、契約期間の短縮、変更というものを求められたということで、このことについて協議を重ねて御提案させていただいているということでございます。

そのようなことで、私どもとしましては本当にこのことにつきましては、様々な見解からの見

地からの検討を加え、そして再三再四契約の継続、事業の継続についてのお願いを重ねてきたところでございますが、どうしてもそのことについては、できないということでございましたので、このような提案になっているということでございます。何も議会があるから、そのことをどうこうということでお話をしているということではないということでございます。先ほどもお話ししましたように、契約を締結したということは、信義、誠実に基づいて履行していただけるというのが大前提ではなかろうかというような観点から、再三再四お話をさせていただいているところではございますが、やむなく今回こうして撤退されるという意思が固いということでございますので、そのことに基づいて御審議いただいているということでございます。

○24番（野村公一君） これからもこの事業は、志布志の事業として必要であるという認識であれば続けられていくと思うんですよね。いかれますね。であれば、これからもこの問題というのは出てくると思うんです。であるとすれば、当初した契約額、そのことをいつまでも引きずる必要はないと、悪意があればこれは別ですよ。だけれども、一生懸命事業家が委託をされて、その事業をしていく、そういう中で、会社の経営がどうも思わしくないというような状況に陥った場合はですね、やっぱりその都度協議をすべきだと、そして、やっぱりしっかり育てていくというのが大前提ですよ。今回4,500万円を相手方が言うには3,000万円赤字だと言う、じゃあ2,000万円にしたら相手は当初から1,500万円見込んでいたわけですから、2,000万円にしてあげると、1,500万円赤字が当初の計画どおり推移したとなれば、何年かしていくうちには持ち込むんです。だけど3,000万円も赤字をすると、相手も企業ですので本体の方にも響いていくと、これは仕方ないなと私も思います。

だけど、これからはやっぱり契約をされた時はね、必ずしも議会の契約したからこの事項は変更ができませんじゃなくて、しっかりと相手と対応をすると、やっぱりそういう幅をもってくださいよ。それでないと1年1年で、これは相手が変更になりますかね。心配するでしょう市長さんも、相手先が今度は応募すれば来るだろうかと心配されるでしょう。心配せんように、ちっとそこは幅をもって行政はすべきだと思います。ひとつ感想をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもは、公的な契約でありますので、特に正義、真実に基づいて契約履行されてもらえるということを思って取り組みをしているところでございます。

そして、それを何も金科玉条としまして、振りかざしてするということはありませんと、契約書の中にもありますように、さまざまな変更条件があったら協議していくというような内容は盛り込んでございますので、それに基づいて対応させていただいているということでございます。そのようなことで、今回こうしてその相手方の求めに応じまして、対応をさせていただいているということでありますので、どうぞそのことを御理解いただければというふうに思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○15番（金子光博君） 私は、今日のこの議案が撤退の議案じゃなくて納付額の猶予なり、減額の議案だったらこんなにはならなかったんじゃないかなというふうに思っております。公務員は

別ですけれども、ほかの観光、商業、農業なりわいを業とする仕事については、外的要因によって非常に影響を受けます。特に観光、これなんかも口てい疫、鳥インフルエンザ、新燃、東日本大震災、この一つがですね、一つ起きても5年な、その穴を埋めかて大変なことだろうと私は思います。これが短い期間に四つも起きた。それは自分のことにしてみればですね、我が町の基幹産業であります農業ですね、これでも口てい疫、鳥インフルエンザ、お茶、外的要因で起きた相場の低迷、農家の苦境に対してですね、相当額市も支援をしてですね、頑張ってくださいというようなことでやりました。

前、私が一般質問をした時に、観光の拠点はどこですかと、市長に質問をしました。ダグリ岬ですというふうにおっしゃいました。観光の拠点がですね、通常の年が続いていけばこういう議案は上がってこないんですけれども、大変なことが短期間のうちに起きたわけですよ。やっぱりそこについてはですね、先ほど24番議員が言われましたように、ある程度の幅をもって対応をしてあげないとですね、公務員の皆さんはですね、どんなことがあっても外的要因には流されんのですがね。

やはり、そういう市で育てていかなくはいけない事業についてはですね、もうちょっと自分のこととしてですね、受け止めて一旦は考えないかんとしますよ。

市長、あなたもですね、過去には養豚経営をされておりますよ。あなたがされている当時には、去年、一昨年みたいな口てい疫のああいいう流行はなかったから、通常の少しの病気は発生したかもしれないけれども、大々的な全国に知れ渡るようなそういう病気は発生しなかったわけで、やっぱりそういう自分も事業を経験されておるわけですから、そこら辺りについてはあなたの方がですね、職員に、ないでん仕事とはこげなもんじゃねえとよと、わいどんが考えちよいばっかじゃいかんたっどというようなこともですね、教えていかないと分らんですよ。そのことについて、市長の感想を一言お伺いしておきます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身、今議員のおっしゃるように養豚業をしております、そういう純民間からこういった公務員の社会に入りまして、様々な面について違和感があるところがあるのは間違いないところでございます。ということで、私自身としましては、民間の方々はこういった考えなんですよと、そしてまた、こういったふうに行動されるんですよ、そしてそれについては、私どもは真摯に対応してあげるべき立場なんですよということについては、いつもいつも話をしているところでございます。そういうことで、取り組みをしているところでございますが、今回の件につきましても十分そのことについては、そういった気持ちで対応はしてきたつもりでございます。

そして、今回のこのような提案になっているということでございまして、もっともっと融通をきかせた幅広い形の対応が必要ではなかったかというようなこともお話があったところでございますが、十分民間の方々のお気持ち、そして現在ある苦境についての配慮というものについては、十分しんしゃくしながら取り組みをさせていただいて、今回の御提案になっているということの御理解をいただければというように思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○12番（立山静幸君） 可決された場合ですね、平成24年4月1日から営業を継続するためにですね、今後のスケジュール、指定管理者の公募についてですね、お伺いいたします。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 本日、可決いただいたということになりますと、可決をもちまして、変更契約を、指定管理の期間の変更契約を大黒さんとすることになります。その契約が整い次第、次の来年の4月1日以降の新たな指定管理者に向けての公募事務の進めるということになります。

なお、新たな公募条件等につきましては、まだ内部で調整、今後また調整することになるかと思えます。12月から仮に公募を開始しますと、約1か月間ぐらいの公募期間が必要となりますので、1月に選考委員会等が開催されるというふうに予定をしております。

その後、内部調整を経まして、私どもとしましては4月からの順調な経営の新たな指定管理者のスタートを考えますと、できるだけ早い期間に準備期間等を設ける必要があるかと考えおりますので、早ければ1月下旬、あるいはまた2月の初旬にはそういう選考委員会等で新たな方が選定されれば、それをもって議会の皆様に臨時議会というような形になるかと思えますが、そういう形での御提案をし、4月1日からの順調な指定管理の運営ができるように努めたいというふうに考えているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「反対がないんだったら、一方の方の討論をさせてください」と呼ぶ者あり〕

〔「反対がないんだったら、その討論をいたします」と呼ぶ者あり〕

〔「賛成討論をさせてもらえれば」と呼ぶ者あり〕

○23番（福重彰史君） それでは、反対討論がないようですので、基本的に賛成の立場で討論をさせていただきます。

この案件は、指定管理の期間を3年から1か年に変更するものでありまして、今後の指定管理や制度を揺るがす大きな問題でもございます。

前任の指定管理者は、リーマンショックによる米国発のいわゆる世界同時不況や口てい疫、そしてまた、鳥インフルエンザの相次ぐ発生。また、新燃岳の噴火など、次々と災難が発生をいたしまして、大変厳しい社会経済状況の下での経営でございましたけれども、多大な赤字を出しながらも納付金6,500万円、指定期間3か年の契約を履行されまして、公契約の責任、そして企業としての責任を果たされております。

一方、今回の指定管理者の有限会社大黒は、管理指定着手後、およそ半年で撤退表明され、その後1か年で撤退の申し出が出されるという、残念というか、不条理な話でございます。

撤退理由は、口てい疫や鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火、そして東日本大震災の影響となっ

ておりますけれども、それは前任者も同じでございまして、それよりも厳しい状況ではなかったかというふうに思っております。

今回は、前回よりも納付金が2,000万円も安い4,500万円であったわけで、指定管理、前の聞き取りの中でも厳しい経営ではありますけれども、3か年の中で改善をしていける旨の話もあったと聞いております。それなら、契約期間もあとおよそ2年半程度残されているわけでございますので、最大限のこれまで以上の経営努力をしていくことが筋であると思えますし、また誰からも強要されたわけでもなく、自ら名乗りをあげられたということは自信もおありであったらこそ引き受けたと、我々は認識をいたしておるところでございます。

そうだから、議会も全会一致で有限会社大黒を議決したのであろうというふうに思っております。この議会の議決の重みはもとよりでございますが、公契約であります市民との契約でもございますので、議決の内容どおり遵守履行することが責任であるというふうに思いますが、これまで市との間で大きなトラブルがあったわけでもなく、途中撤退するような現事業者にこれ以上経営を委ねるような懇願をするよりは、早く次の指定管理者を選定作業に取り掛かる方が、市や市民のためになるというふうに思われますので、この際は不本意ではありますけれども、あえて賛成といたしたいと思えます。

終わります。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第70号は、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、議案第70号は、可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第71号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第71号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第71号、損害賠償の額を定め、和解することについて説明を申し上げます。

本案は、刈り払い作業に伴う事故による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成23年10月12日、午前10時55分頃、市道蓬の郷線に接続する法定外公共物である道路の刈り払い作業中に、建設課嘱託職員が使用していた刈り払い機で誤って雑草中

の小石をはね、当該道路の向かい側に接する土地に駐車していた■■■■の■■■■氏の所有する軽乗用車の後面ガラスに接触し、車両を破損したものであります。

事故の原因は、刈り払い作業前に雑草中の小石等の確認が不十分であったためであり、過失割合を市が100%、同氏が0%とし、同氏の所有する軽乗用車の原形復旧に要する費用6万6,685円を市が同氏に賠償し、和解するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（丸山 一君） この要旨の中で、「道路の向かい側に接する土地に駐車していた」とありますけど、刈り払い作業をする人たちと、その車との距離というのは、どのぐらいこれはあってこういう事故が発生したんでしょうか。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

道路の反対側に駐車してあったという車でございますが、大体10mぐらいの距離があったかと思われております。

○4番（丸山 一君） 約10mと言われましてけれども、我々もボランティアとかです、野井倉土地改良区のたんどとか、道路の清掃とか、あの時100人以上が出てきてビーバーで刈り払いをいたします。集落道もいろいろやります。そういう時に、前々回の本会議でも何人かの同僚議員と一緒に指摘はしましたけれども、こういうことはほとんど我々の場合は発生してません。

本市においても作業をする場合は、僕らも民間会社におきましては、昔はしませんでした。でも、近頃はみんなコンパネ等を持って作業をしていますよね。ですから、そういう対応と、あとビーバーのカバーをちゃんとやったらどうかということも指摘をしました。そういう対応はされてこういうことが発生したのかどうかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

前回事故が起きまして、その後、通行量の多い路線での伐採作業につきましては、石が飛ばないような防護策の作業を行うというようなことの措置をとるようにしていたところですが、今回そのようなことの措置がとられていなかったと。そしてまた、別に駐車している車両については、移動をお願いするというのも指導をしていたところですが、そのこともとられていなかったということで、今回の事故になったところでございます。

今後につきましては、安全作業6則を定めて、毎朝作業の打ち合わせ時に作業員につきましては、これを全員で読み上げて安全作業の確認をして作業に出動をするというようなことをとると。

そしてまた、今回の事故に関しましても課長を始め、全担当する職員、そしてまた維持作業員から始末書を提出していただきまして、今後絶対発生しないという決意を述べてもらっているところでございます。

○4番（丸山 一君） 前々回の本会議におきましても何人かの同僚議員からも指摘がされましたけれども、その指摘をされたことが履行されてなかったということに関して非常に憤りを感じます。そういうことをコンパネ等でですね、やっておけばこういう事故は起きないんです。まし

てやこの損害賠償のというのは、本会議、臨時議会があるたんびに上がってきますよね、この新市になってから。だから皆さんが前々回そういう指摘をされたのに、指摘されたことが履行されてなかったということに非常に憤りを感じます。

それと、先日都城市へ行きました、県道沿いではですね、ネットを下げておりました。刈り払いをする作業のすぐ後ろ側、道路側の方に目の細かいネットを下げておりました。コンパネの場合は、少々重量がありますので疲れますよね、ネットの場合はそんな軽いですから、ああいい方法だなと僕は実際思ったんですね。ネットの上がぐにゃぐにゃになるといけませんから、垂木が何か1本当てておいて、それを持ってずっとやって一人でこれはできるんですよ。コンパネの場合は両サイド二人いなくちゃいけない。だから、あの作業を見て、ああやっぱりどこの職員も気を遣ってやっているんだなと、しかも、今回の場合は建設課の嘱託職員であればしょっちゅうこういう作業はしているはず、それをなぜこういうことが起きるのかということがありますので、今言いましたとおりですね、ネットという方法も一つの方法であるということを検討していただければ、絶対事故が起きないということをやっていただきたい。もう毎回毎回こういう損害賠償のこういう事案というのは見たくもない。お互い今度は壊れた側も、ましては起こした市の方もお互い嫌な思いをするわけです。ですから、今回でこれは根絶をしていただきたい。

以上です。

○市長（本田修一君） 前回の事故から4か月で、わずか4か月ということで次が出たということで、私自身も本当にびっくり驚がくいたしまして、担当課長には厳しく叱責したところがございます。なぜ前回の反省を踏まえて、そのような措置がとられていなかったということにつきましては、口頭でやるというようなことで、そのことについての作業がされているという確認もされていなかったということでもございましたので、今後はそのことについては、きちり遵守して取り組むということがされていると、今現在はされているということでもございます。

私自身もこうして議会に毎回毎回このような形で陳謝しながらも、次は事故を絶対起こしませんということのお話をさせていただきながら、こうしてまた再び出るということについては、痛恨の極みでございます。

今後、今お話があったような対応策も一緒にとらせていただくということで、どうかこの件につきましては、御了解いただければというふうに思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第71号は、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、可決されました。

○

日程第7 議案第72号 平成23年度志布志市一般会計補正予算（第6号）

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第72号、平成23年度志布志市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第72号、平成23年度志布志市一般会計補正予算（第6号）について説明を申し上げます。

本案は、平成23年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、人事院の平成23年度の給与改定に関する勧告に伴う職員の人件費及び災害復旧事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（野村不二生君） それでは、議案第72号、平成23年度志布志市一般会計補正予算（第6号）について、補足して説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に2,959万9,000円を追加し、予算の総額を193億2,467万9,000円としております。

補正予算の主な内容は、人事院の平成23年度の給与改定に関する勧告等に伴う人件費の減額及び災害復旧に要する経費であります。

予算書の5ページをお開きください。

第2表、地方債補正でございますが、台風15号豪雨による被害を受けました農林水産業施設及び公共土木施設に係る災害復旧事業を570万円増額しております。

次に、歳入予算の主なものを説明申し上げます。

8ページをお開きください。

12款、分担金及び負担金は、農林水産業施設災害復旧事業に係る分担金を15万円計上しております。

9ページの14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、5目、災害復旧費国庫負担金は、公共土木施設災害復旧事業負担金を435万円計上しております。

10ページの15款、県支出金、2項、県補助金、4目、農林水産業費県補助金は、森林整備・木材産業活性化推進事業補助金を1,153万2,000円、8目、災害復旧費県補助金は、農林水産業施設災害復旧事業補助金を780万円計上しております。

11ページの20款、諸収入は、議案第71号に係る事故保険金を6万7,000円計上しております。

12ページの21款、市債は、災害復旧債を570万円追加し、総額で23億3,030万円としております。

次に、歳出予算の主なものを説明申し上げます。

人件費をそれぞれの費目に計上しておりますが、給与改定に伴う減額のほか、退職・育児休業に伴う減額調整等を行い、総額926万2,000円減額しております。全額一般職員分でございます。

23ページをお開きください。

6款、農林水産業費、2項、林業費、2目、林業振興費は、曾於地区森林組合土場舗装の事業費増及び木材運搬車両の追加導入に伴い、森林整備・木材産業活性化推進事業補助金を1,153万2,000円増額しております。

26ページをお開きください。

8款、土木費、2項、道路橋梁費、1目、道路橋梁総務費は、議案第71号に係る賠償金を6万7,000円計上しております。

33ページをお開きください。

11款、災害復旧費、1項、農林水産業施設災害復旧費は、補助災害復旧事業を1,200万円増額。単独災害復旧事業を150万円増額しております。

34ページの2項、公共土木施設災害復旧費は、補助災害復旧事業を700万円計上しております。

以上が補正第6号の内容でございますが、詳細につきましては補正予算説明資料を御参照ください。

よろしく願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○23番（福重彰史君） 耕地林務水産課の関係ですけど、今回災害復旧の関係で補助、単独出ておりますけれども、それぞれ補助、単独件数が何件であるのか。併せて単独の場合の分担金、いわゆる地元負担金、これは何%であるのか伺いたいと思います。

○耕地林務水産課長（井手佐喜雄君） お答えいたします。

今回、台風15号によります災害復旧でございますが、公共災害が1件でございます。これにつきましては、1,200万円の予算化をお願いしているところでございます。150万円の市単独災害につきましては、8件でございます。松山地区が4件、志布志地区が4件、全て農地災害復旧でございます。15万円の分担金につきましては、一応2割の計上をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第72号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上をもって、本臨時会の日程を全部終了しました。

これで、平成23年第3回志布志市議会臨時会を閉会します。

午前11時52分 閉会